

広陵町建築工事検査指針

1 目的

この指針は、広陵町が発注する建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）の検査を実施する場合の一般的な検査の方法等を示し、業務の統一かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

2 検査の方法

建築工事の実施検査は内業検査（書類検査）、外業検査（実地検査）に分類し、次に掲げる項目に重点をおいて検査を行う。

工事の概要、設計内容を理解する。 — 内業検査（書類検査）
— 外業検査（実地検査）

（1）内業検査の重点項目

- ① 施工計画、施工図等について確認し、工事が施工計画書、施工図のとおり施工されているか確認する。
- ② 実施工程表・進捗計画について確認する。
- ③ 安全管理（安全施設等の実施記録写真、事故記録等）に関して確認する。
- ④ 部材製造業者及び部材の適合について確認する。
- ⑤ 機材の品質・規格・強度等の確認及び合否の判定をする。
- ⑥ 工事記録写真、特に不可視（隠蔽等）部分の寸法、形状等について確認する。
- ⑦ 指示、承諾書及び打合せ記録等の確認、特に設計変更の対象となるものについて確認する。
- ⑧ 官公署等への申請・届出書及び監督職員検査の結果について確認する。

（2）外業検査の重点項目

- ① 所定の仕上げ・寸法・形状・数量等の確認及び合・否の判定をする。
- ② 工事目的物の品質（性能及び機能）が十分に満たされているか確認し、合・否の判定をする。
- ③ 所定の固定性・安全性及び強度について、設計図書及び使用上の問題がないことを確認し、合・否の判定をする。
- ④ 機器類の保守点検が可能なように施工されているか確認する。
- ⑤ 中間技術検査において仮設計画（特に指定仮設）、安全管理に関する実施状況について確認する。
- ⑥ 不可視部分についての工事記録写真、検査記録等により適否が判断し難く、破壊検査を実施する場合は、可能な限り最小限とするとともに破棄部分が大きい場合は上司に報告の上、その指示により行うこと。
また、この場合検査、復旧に要する費用は受注者の負担であることを周知させること。

3 検査結果

（1）検査結果の講評

検査職員は検査を実施した結果について、修補が必要な事項、緊急を要する事項、改善を要すると認めた事項、今後改善を要すると認めた事項について講評を行う。

	区 分	内 容	検査の合否
講 評	指 示	修補が必要な事項、緊急を要する事項	合格しない
	注 意	改善を要すると認めた事項（監督職員を通じて検査職員まで報告）	合格
	意 見	今後改善を要すると認めた事項	

(2) 検査記録表の記載方法

・ 指示

修補が必要な事項については「検査記録表（指摘・報告）」に指摘事項を記載し、検査指示書（検査要領建築3号様式）により修補指示を行う。修補事項の再検査については、検査要領第10による。

・ 注意

改善を要すると認め検査職員まで報告が必要とした事項については、「検査記録表」に指摘事項を記載し、検査指示書（検査要領建築3号様式）に注意事項を指示（注意事項に記載し指示を行い、処置事項については、必要書類を添付の上、監督職員を通じて検査職員を通じて確認を受ける。

・ 意見

今後改善を要すると認めた事項については、「検査記録表」には記載しない。

4 その他

検査職員の心得

- ① 常に公平かつ温和な態度であること。
- ② 正確な資料または事実に基づいて厳正に検査を行うこと。
- ③ 工事の進捗に支障を与えないよう配慮すること。
- ④ 欠陥等を指摘するのみでなく、長所の賞揚も行うこと。
- ⑤ 不適正な工事を発見した場合は、その原因についても十分考察すること。
- ⑥ 修補の方法については、理論のみでなく実情に即して決定すること。
- ⑦ 検査の結果、得た事実・情報について機密を保持すること。
- ⑧ 監督員の説明を傾聴し、以後の監督業務に支障を与えることのないように配慮すること。

5 附 則

この指針は、令和2年6月1日より施行する。